

「独占的状态の定義規定のうち事業分野に関する考え方について」の  
一部改定（原案）に関する意見

2016年8月31日  
経営法友会

独占禁止法第2条第7項に定義する「独占的状态」の各要件のうち、国内総供給価額要件及び事業分野占拠率要件のみに着目し、これに該当する事業分野を（「直ちに独占的状态に該当するということではありません」としたうえで）ガイドラインの別表として公表することの意義・目的、別表の商品・役務ごとに独占的状态の市場構造要件に該当すると認めるに至った過程・根拠が不明確である。これらについて明確にさせていただくとともに、かかる別表を作成する必要性についても検討していただきたい。

以上